

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第5回）議事録

- 1 日 時 令和4年10月12日（水曜日）18：30～20：30
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，秋山委員，奥田委員，小野委員，小幡委員，菅野委員，熊井委員，熊谷委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（秀）委員，寺田委員，支倉委員，阿部（勇）臨時委員，伊藤臨時委員，片桐臨時委員，鎌田臨時委員，成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員
- ※欠席：加納委員，中嶋委員，西尾委員，三浦委員，山下委員
阿部（昌）臨時委員，子吉臨時委員
- [事務局]西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，鈴木障害福祉サービス指導担当課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（代理），相原精神保健福祉総合センターデイケア係長（代理），薦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，佐藤主幹兼障害保健係長，高橋指導係長，田所主任，大谷主任，五戸主事，篠木主事，成田主事，横尾主事
- ほか傍聴者 3名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

- 会 長 皆様，おばんでございます。
- 今日はお忙しい中お集まりいただき，ありがとうございます。
- 議論を重ねてまいりましたが，今回は，事務局からこれまでの経過を踏まえてまとめたものが出されていますし，それから，各委員さんからも事前配布の中でご意見をいただいたりしております。
- さらに議論を深めながら，よりよい見直しへと持っていきたいと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。
- 事 務 局 ありがとうございます。
- それでは，ここからの進行は会長に進めていただきます。大坂会長，よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より高橋秀信委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

これまでの議論の整理並びに検討案について

協議事項

これまでの議論の整理並びに検討案について（論点1から論点5）

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

では、早速、議事に入りたいと思います。

なお、これまでと同様に、7時30分頃になりましたら10分程度休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議事項は1つになりますが、前半で論点1から5、後半で論点6から11の部分をご議論いただきたいと思います。

それでは、協議事項「これまでの議論の整理並びに検討案について」事務局からご説明を願いたいと思いますが、まずは、前半部分の論点1から5のご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項「これまでの議論の整理並びに検討案」のうち、前半の論点1から5の部分につきましてご説明いたします。

まず、資料の1「これまでの議論の整理並びに事務局検討案について」をご覧ください。

この資料は、5月、8月、9月の協議会で、委員の皆様から頂いたご意見を論点ごとに整理し、条例の見直しに係る検討案として事務局でまとめたものでございます。

条例の条文案のうち、現行の条例からの修正点は二重山形括弧書きで前後を挟んでおります。そこが修正点だというふうに見ていただければと思います。

また、資料2「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の事務局検討案（新旧対照表）」をご覧ください。

こちらのほうは、事務局の検討案を実際に条例に落とし込むとどのようになるの

かというのを、現在の条例と比較しやすいように、事務局検討案を左に、現行の条例を表の右にそれぞれ並べたものでございます。

こちらの資料2、4ページにお進みいただきますと、左の端のほうに「資料1」とか「論点1」というふうに記載してございます。これは、資料1で説明する論点に関して、条例の中でどこで反映しているかという場所をお示ししているものとご理解ください。

今回の説明では、主に資料1のほうで論点に関してご説明することといたします。

なお、今回お示しする条文案につきましては、条例として適切な表現になっているのか、市役所の庁内の法制担当と協議する必要があります。その結果、今回お示した案から表現に修正が入る場合もございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、資料1に進ませていただきます。

まず、論点1「事業者の定義の追加について」から論点5「災害時における支援体制等について」までをご説明いたします。

資料は2ページをご覧ください。

論点1の「事業者の定義の追加について」でございます。

こちらにつきましては、事業者の合理的配慮が義務化されることに伴いまして、事業者の範囲を明確にする必要がございますから、委員の皆様からのご意見はございませんでしたが、事務局としてご提案するものでございます。

具体的には、第2条の「定義」のところに事業者の定義を新設いたします。

内容としましては、障害者差別解消法で定める事業者のうち市内で事業を行う者を、本条例の事業者として定義するものでございます。

宮城県の条例でも同様の規定となっておりますので、言ってみれば法律、県の条例、市の改正条例で同じような内容になるものと考えてございます。

資料1、4ページにお進みいただきまして、論点2「事業者の合理的配慮の提供の義務化について」でございます。

これは、事業者の合理的配慮の提供について法改正で義務化されたことに伴いまして、市の条例も改正するものでございます。

現状では、第5条の「事業者の責務」の項目で、最後のところに「合理的配慮をするように努めるものとする」。第9条の「事業者が行う合理的配慮」の項目で「合理的配慮をするように努めなければならない」というふうに規定されております。

5条と9条で表現が一部重複しておりますので、検討案としましては、4ページ一番下のほうから説明させていただきますが、第9条のところをご説明させていただきますが、「合理的配慮をするように努めなければならない」との規定を「合理的配慮をしなければならない」というふうに修正するものでございます。

そのため、その1つ上の第5条のところでは、「事業者の責務」として「障害理解と市の施策への協力に努めること」というものとして表現の重複を解消する、そういった処理をいたします。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

一方で、現状の第5条に規定されておりました「障害者との対話を行いながら」という表現が第5条で規定することが難しくなりましたので、1つ上の第3条の「基本理念」のところ、「建設的な対話を通じて相互理解を深め、合理的配慮を行うことが促進される必要がある」というふうに規定させていただきたいと考えてございます。

6ページにお進みいただきまして、論点の3「意思疎通の支援の充実について」でございます。

現状では、第12条の「意思疎通の支援の充実」の項目で「意思疎通に係る体制整備等支援の充実」について規定しております。

今回、検討案としましては、既存の第12条については修正を行わず、第3条の基本理念に新たに「手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段の選択機会の確保、情報取得、利用の手段についての選択の機会の拡大」について規定することとしております。

これは、検討案の補足説明のところにもございますが、現在の条例では、意思疎通支援の充実というところについては明記しているものの、意思疎通の手段とか情報の取得利用のための手段の選択機会の確保拡大、そういったところについては明記されておられません。

委員の皆様から、意思疎通手段の選択、双方向のコミュニケーションを盛り込むことについてご意見をいただけたほか、本年5月に、参考資料としてお付けしております「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」、こうした法律が施行されたことございまして、新たに意思疎通に関する内容を基本理念に追加する案としております。

内容につきましては、7ページ以降に掲載しております、宮城県などの条例を参考としたものでございます。

10ページにお進みいただきまして、論点の4「女性」の表記についてでございます。

現状では、第3条の「基本理念」のところに、「女性は障害と性別の複合的な要因で差別を受けやすいこと。児童は障害と年齢に応じた適切な支援が必要である」など、障害者の障害の状態、性別、年齢、状況に応じた適切な配慮が求められる、そういったことを規定してございます。

今回、検討案としましては、条文の後段のところで「全ての障害者が」という始まりにしまして、それぞれの障害の状態に応じた適切な配慮を求められると規定するものでございます。

これは検討案の補足にもございますとおり、委員の皆様から、多様な性という認識の下、「女性」という限定的な表現をしないほうがいいという意見が多くございました。

一方で、複合的な要因で差別を受けやすい「障害のある女性」という視点は、障害者権利条約でも掲げられているものでして、条例制定時と変わらずより適切な配

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

慮を求められるものでありますので、引き続き、条例に規定すべきものと考えております。

そこで、条文の全体にある「女性」であるとか「児童」といったものは、そうしたより適切な配慮を求められる対象の例示として、変わらず残しておきまして、後段に「全ての障害者が」と補うことで、「女性」「児童」に限らず、全ての障害のある方が、それぞれの状況に応じた適切な配慮を求められるものと強調したものでございます。

なお、性的少数者も含めた多様性を含んだ表現にすべきというご意見もございましたが、仙台市では性的少数者に関する個別の条例がないことなども踏まえまして、今回の条例改正での掲載を検討することは難しいものと考えてございます。

13ページにお進みいただきまして、論点5「災害時における支援体制等」についてでございます。

現状では、前文に東日本大震災の際の状況が述べられておりますとともに、第3条の「基本理念」で「災害時の支援体制の整備と適切な支援活動」について規定されております。

今回、検討案としましては、前文については修正を行わず、第3条の「基本理念」で、「災害時には、より困難な状況に置かれること」を明示するよう修正するものです。

これは検討案の補足のところにもございますけれども、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、災害時には一般の方でも生活が困難な状況に置かれまして、障害のある方は、その障害のためにより困難な状況に置かれます。その困難さをより強調するよう、「基本理念」に規定するものでございます。

論点1から5につきましては、資料2の新旧対照表では4ページ、5ページに記載されております。

また、論点2につきましては9ページにも記載されておりますので、現行条例と検討案を比較していただきますと、変更のポイントが分かりやすいかと思います。

「これまでの議論の整理並びに検討案」のうち、前半の論点1から5に関する説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま協議事項の論点1から5につきまして事務局よりご説明いただきました。

それでは、委員の皆様にご協議をいただきたいと思いますが、事前質問票をいただいた高橋秀信委員、寺田委員、早坂臨時委員、細川臨時委員から、この順番でご意見を伺って、その後に皆様から手挙げをしていただいてご意見を伺いたいと思います。

それでは、高橋委員さん、よろしくお願いいたします。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

高橋委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。よろしくお願いします。

事前に、意見はそこに書いてありますけれども、第3条の中の「障害者の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められる」ということ。この「安全」のところに「安心」という言葉も入ったほうがいいのではないかなということの変更を書いております。

そこにもありますように、「安心」と入りますと、いわゆる「安心」と「安全」が並行にあるということで、「安心」というのは考えてみると「心の部分が安定した状態」、それが入るのではないかなと。「安全」のほうは、どちらかというと身体のいろいろ危険度を減らすというようなところが入って、この両面があるのがよいのではないかなと考えました。

それから、既にその辺はそのような文言になるのだと思いますが、障害者の方の避難誘導だったり、避難所での生活、それから情報保障、こういうものがしっかり行われるような施策になるように、そこに後押しするような条例になるように文案を考えてほしいなと思います。

改めて言いますと、宮城県の津波を受けたところは、一般の方よりも障害者の死亡率が2倍以上であったという報告もありますので、そのあたりも踏まえて、ぜひそのあたりを入れてほしいなということで意見を書きました。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。

それでは、寺田委員さん、よろしくお願いいたします。

寺田委員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

私から、お手元に配布されております論点2について、まずお話をいたします。

前回の会議までに、この「合理的配慮の規定」、現行条例で5条と9条、両方に同様の規定のあることなどを指摘して意見を申し上げたところ、今回、おおむね採用していただいたので、ここは異論なしというところでございます。

それから、もう一つ、「女性」の表記についてという論点4についてでございますが、なかなか難しくて悩ましい論点だと思いつつも、資料の1の11ページの中段から下の中点のほうの「女性よりも性的マイノリティの人のほうがより制限されることが多いのではないかと思う」以下の意見には同感だったものですから、仮にこの条文に「女性」に加えてこのような方々が差別を受けやすいことを条文に表現するとしたらどんな案になるだろうか、とりあえず挑戦してみたのがお手元の案でございます。

「女性または多様な性のあり方のある障害者は、複合的な要因により差別を受けやすいこと」という前段は、実際そうなんだろうなということで、この規定をこうやってみると、それを踏まえると後段で「性別、年齢」という現行規定のところに「性別を含む多様な性のあり方、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められるこ

と」と、そちらのほうも「理念」に入れないと駄目なのかなと、とりあえず今日はこの文面を出してはみました。

ただ非常に分かりにくい、自分で案を出しながら分かりにくいなと思いました。より違った言い方をするとすればということで、出した後にちょっと考えたのは、「女性、または性的少数者である障害者」とか、そういう性的少数者という表現のほうがまだ分かりやすい表現なのかなと思ひ、前段はそういう案も考えてはみました。

ですが、性的少数者というのは何を示すかという定義もやはり規定しないと難しいだろうなという点。

それから、問題意識としてはあるだろうと思ひますけれども、先ほどの事務局の説明でもありましたとおり、国のほうでも法律がなかったり、仙台市の中でもまだこういう方々に対する考え方がまとまっているわけではない。ほかの埼玉県と渋谷区とかは、こういった方々に対する差別解消のための条例を制定しているところが一部ありますけれども、まだなかなかこの方向で行きましょうというのが確立されていない新しい分野なのかなと。

しかも、こういう皆さんが必ずしも障害というわけではなくて、別な多様な性のあり方ということなので、この障害による差別解消条例の中でするのかどうかという議論もあるのかなと。

そのあたりで、このタイミングでこの仙台市条例に盛り込むのは、案は考えてみましたけれどもなかなか難しいのかなというのが、ここまです考えたところがございます。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、早坂臨時委員さん、ご発言をお願いいたします。

早坂委員 みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

資料にも書きましたように、「事業者の合理的配慮の提供」のところ、第9条、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」というところに、宮城県の条例と同じように、「障害のある人の家族、その他の関係者が、当該障害のある人を補佐して行う意思の表明も含む」といった文言も加えてはいかがでしょうか。

障害者自身が、当事者自身が、表明をすることが一番理想ではあるのですが、それが難しい、困難な方もいらっしゃるの、そういった方の思いが組み取れるようになるといいなと思ひます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

それでは、細川臨時委員さん、ご発言をお願いいたします。

細川委員

仙台市聴覚障害者協会事務局長の細川です。2点あります。

まず、論点3「意思疎通の支援の充実」についてです。

第3条の中で「基本理念」は、仙台市では今までなかったとのこと、新しく加えられた部分の「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）」は大変良いと思います。

「障害者のコミュニケーション」ですが、皆同じ方法でコミュニケーションをとるではありません。意思疎通の手段と方法は一律ではなくいろいろあります。そんな中、具体例がないので、一般の市民から見てわかりにくいと思います。宮城県の第19条にありますように、「情報保障推進」の部分、「手話または盲ろう者のための」というかっこ書きのところとか、「指点字、音声拡大、触手話など」、というような方法がきちんと書いてあります。このように、具体例があれば分かり易いと思います。

次に、その他です。参考資料で配られました「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関してですが、今後どのような方向で施策を行うのでしょうか。これを配って終わりということではないと思います。どのように進めていくのか、その計画はあるのかということを知りたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございました。

これ、最後のところをちょっと答えていただけてよろしいですか。

では、事務局、お願いいたします。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

まず、意思疎通支援の充実のところですが、今のところ、選択の機会であるとか具体例というところについて具体的な内容を明記することは予定してはおりませんでした。

と言いますのも、障害者の情報の取得、利用のための手段というのは、細川臨時委員がおっしゃったとおり、それぞれの障害で違った対応が必要になってきて、ある意味、個別に必要なものを選択なり利用していく、そういうものだというふうに考えております。

そうしたところから、具体的な内容については施策の中で検討すべきものかなと考えておりましたので、今のところ、特段の別の条で記載する予定というのは想定してはおりませんでした。

それから、アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法のほうでございます。

今後どんな施策を行うかというようなところでございましたが、その法律のとこ

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

ろでは、地方自治体の責務とか、あとは実施すべき基本的な施策が明記されているところではあります。今後、委員の皆さんのご意見であるとか、それから、来年度に障害者保健福祉計画を新たに策定する作業の中で、ヒアリングなどで皆様からご意見をいただいた上で、今の施策のところでの課題というのが、多分今、細川臨時委員さんがおっしゃったようなところも含めて課題整理した上で、施策の部分での検討をこれから進めていくということになるのかなと考えております。今はっきりとしたところは言えないのですけれども、そうした中で検討していきたいと考えております。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法のところについては、保健福祉計画のほうで考えたいという、宿題として意識しますよというご答弁だと思います。

細川委員さん、よろしいでしょうか。

細川委員

はい、分かりました。

会 長

ありがとうございます。

それでは、皆様から挙手にてご発言いただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

ただいまのところは、論点1から5までのところになります。よろしく願いいたします。

では、阿部委員さん、お願いいたします。

阿部（勇）
委 員

仙台市障害者福祉協会の評議員をやっています阿部といいます。

急な質問で、ごめんなさい。少し気になったところなのですけれども、第5条のところの、見直し前のやつです。見直し前の「市の責務」のところの第5条、「事業者は云々」のところ右側の欄ですけれども、「障害者との対話を行いながら」というところがあるのですけれども、今度これが、論点2、改正案のほうで3条の3項に来るのだと思うのですけれども、ここには「建設的な対話」という文言はあるのですけれども、「障害者との」という文言が抜けているのではないかなと思うのですけれども。

会 長

現行のところの5条には、下線のところの「とともに」の後、「障害者との」ということが入っているのだけれども、新しいほうの3条の3号に移項した場合、「障害者との」という言葉が抜けているというご指摘ですよ。

はい。事務局、いかがでしょうか。

事務局
(小幡課長)

障害企画課，小幡でございます。

今，阿部臨時委員さんからお話いただいたところというのは，まず，現行の第5条の中で，「障害者との対話を行いながら，合理的配慮をする」というふうな文言が，改正案としては，第3条の第3号のところに行っていて，「建設的な対話を通じて相互理解を深め」というところに移っているのだと。この中で，「障害者との」という相手方の部分が消えているのではないかというようなご意見だったかと思います。

この部分ですが，現行の第5条のほうは「事業者の責務」の部分に記載がされておりまして，これは主語が「事業者は」になります。そうすると，「事業者は，障害者との対話を行いながら」ということで，ここは「障害者との」というのがないと意味が通じない部分なのかなと思います。

一方で，新しくする検討案のほうですが，第3条の第3号のところは，特段，実は主語が書いてございまして，ある意味，社会的障壁の除去のための理念的なところをお示ししているところでございます。つまり，そこの中では，障害者と，例えば事業者なのか，その相手方なのか，そういったところが想定はされると思うのですけれども，そうした社会的障壁の状況のためには，そうしたお互いの建設的な対話を通じて相互理解を深める必要があるのだというような書きぶりにちょっとニュアンスを少し変えている部分があるので，「障害者との」というような部分はあえて除かせていただいております。

阿部(勇)
委員
会長

分かりました。

阿部委員さん，ありがとうございました。

ほかにご発言ございますでしょうか。小幡委員さん，お願いいたします。

小幡委員

仙台弁護士会の小幡と申します。

論点4の「女性」の表記についてですが，これまでと同じではありますが，私自身としては，条例の文言に「障害がある女性」という限定的な表現をしないほうが良いのではないかと考えております。そうすることによって，排除されたと感じる人をつくってしまう可能性があるというのは，やはり，この条例の前文にある「一人ひとりが多様な人格と個性を認め合い」という理念や共通の願いと齟齬するのではないかと考えるからです。

むしろ，県の条例にあるように「すべての障害者は，その性別，年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては，その状況に応じた適切な配慮がなされること」というような文言にすることのほうが，前文と整合性がつくのではないかと感じております。

ただ，現在の条例や事務局案が，法的に問題があるというものではないことは理解しております。今回の改正の事務局案を見ますと，現在の文言を残すという強い

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

意志を感じますので、それが多くの意見を聞いた上でのものであるということであれば、私自身がこれ以上の反対意見を述べることはしなくても良いかと現状では考えているところです。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

ほかにご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

大切なところでもありますので、災害等々の高橋委員さんからのご発言がございました。皆様、ご意見いかがでしょうか。

それでは、ご指名させていただいてよろしいでしょうか。

今日は私の隣の秋山さんから順番で行きたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。では、よろしく申し上げます。

秋山委員

仙台市教育局特別支援教育課の秋山です。

私、論点3の「意思疎通の支援の充実」についてのところで、事務局案として新設ということで、第3条に基本理念が入ったというところについては非常に良いのではないかなと思っておりました。

といたしますのは、教育の分野などでもそうなのですが、最近、ICTの活用、情報機器の進化というのが非常に目覚ましく、学校などにおいても様々な障害のある子どもたちが、特に情報の取得とか利用の部分については、数年前までですとなかなか手がそこは届かなかった部分にも、例えばタブレット端末を使って情報収集できたりとかそういったことが進んできている現状もありますので、やはりそういったものの社会的な背景も踏まえて、こういったものを新設することで、より加速していくのではないかなというのを感じたところです。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

奥田委員さん、いかがでございましょうか。

奥田委員

愛泉会の奥田です。よろしく申し上げます。

3条のところにあります、先ほども少しご議論させていただいたところではありますが、「女性」という文言についてはこの文言のままでいいのではないかなと思います。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

小野委員さん、いかがですか。

小野委員

NPO法人 Switchの小野です。

早坂洋子臨時委員さんから上げられた論点2の「事業者の合理的配慮提供の義務化」についてのところで、ご本人から申し出があった場合というものに対する補足をつけること、これはすごく必要なと感じました。

もし、ここに付けるとするとどこまでつけるか。要は、ご本人から除去を必要としている旨の趣旨の表明、意思の表明があった場合というのは、ほかのところにも使われていると思うのですけれども、特に、やはり事業者との関係においては、雇用の関係があることを考えると、ここだけに入れてもいいのかなと感じています。

やはり自分で意思の表明ができるということを、事業者がこの条文を見て、そこに対してもっと思いをはせられるように、「言っていないからじゃないか」ということではなくて、ご本人との対話もそうですけれども、そこに障害のある人のご家族とかほかの支援者とかそういう補佐のサポートを使いながら、やはり積極的に意見を聞いていくというところを入れられるといいのかなと思いました。

文言としてどういう文言が適当なのかは協議していただけたらいいかなと思いましたが、とてもいい意見だと思いました。

会長

ありがとうございました。

今、小野委員さんから、法律が、最後のところですが、こんなのがあったらいいなということ言っていたら全然結構ですので、形式を整えるのは形式を整えることが得意なところでやっていただくということですので、意見の中身ではなくて、皆さんのほうで、せっかくだからこういうふうなことだの、それから、こういうふうにしたらというようなことがあれば、ご発言いただければと思っております。よろしく願いいたします。

菅野委員さん、お願いいたします。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

先ほど、高橋委員さんのほうから出されておりました「安心」という表現ですね。これは私もそのとおりだと思います。ぜひ入れていただければと思います。

それから、また、早坂委員さん、小野委員さんもおっしゃっていた中身なのですが、なかなか表現が難しい方たちの意思を拾い上げるということがとても大切かなと思いますので、こちらはやはり具体的なところで補佐のところを入れていただければと思います。こちらとてもいい意見だなと感じております。

それから、最後に、「女性」の表記のところですが、論点4のところ、私もとても悩ましくて、何回も読み返してもちよっとう表現のところ「障害がある女性は」と最初に来ているところが、ここはちよっとうなのかなと思ひまして、12ページの北九州市の「障害があることに加え、性別による複合的な差別を受けやすい女性、年齢に応じた適切な支援が必要である児童等全ての障害のある人について」というふうに書かれていますので、こちらのほうが私は、全ての障害のある人の例として

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

書かれているというところもありますので、むしろこれを、「全ての障害者」以降の後段のところを強調できるような文言がいいのではないかなと思っております。

会 長 ありがとうございます。
 熊井委員さん、ご発言いただけますでしょうか。

熊井委員 熊井です。

私は、細川委員から事前の意見として出されていたことに関してもう少し情報を伺いたかったので、先ほどそれについて、つまり意思疎通のための手段というものについて県の条例等では具体例の明示があるのに、仙台市としては明示することになっていないのはどういう理由なのだろうというところについてはお伺いしたいなと思っていましたので、それはお伺いできよかったなと思います。

今までこういった条文が入っていなかったところに、今回、手段についての選択という条文がはっきりと入ってきたことで、今後これを見た人から、その具体の例示というのを求めるような声がいずれ出てくるようには感じていて、ただ、では今入れればいいのかというと、ここにはその意思疎通のための手段というものも入っているのですが、それと併記して、情報の取得、利用のための手段というものも入っていて、一つ手段の例を入れるのであれば、情報取得、利用のための手段というものの例も入れなくてはいけなくなって、そこに関してはまだどこもおそらくやっていないことなのだろうと思いますので、先ほど説明があった、今年度の5月でしたか、新しくできた法律に対しての対応を仙台市として考えていくときの具体的な施策の中で具体的な例示というのをを行うというのは、実はすばらしい解決策なのかなと。何かぐるぐると巡って、最後に納得したことでした。

会 長 ありがとうございます。
 熊谷委員さん、いかがでございましょうか。

熊谷委員 家庭福祉会の熊谷でございます。

私やはりこの第3条の「女性」というのもあまり特徴すぎるかなと思います。この条文にあまり女性だ、男性だというのが強すぎて出すのはどうかなというふうに少し思っていました。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
 佐々木委員さん、ご発言いただけますでしょうか。

佐々木委員 歯科医師会の佐々木です。

意思疎通の支援の充実、自分は、これでよくできてるなと思っておりました。ち

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

よっと具体的な内容を仮に載せるとなると、それから仮に漏れた場合に大変なことになるので、それこそ表記することも物すごく多くなると思うので、今の現行案で自分はいいと思いました。

あと、先ほどから皆さんの発言からも出ていますですけども、「女性」の表記についてはやはり最初に出てくるから強すぎるのかなという気は何となくします。

実際、医療従事者の間でも話をしてみたのですけれども、そのような意見がちょっと多かったような気がします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、柴田委員さん、よろしいでしょうか。ご発言ください。

柴田委員 宮城県自閉症協会の柴田です。よろしくお願いいたします。

私もこの資料を見たときに、細川委員さんがおっしゃったように、意思の疎通の支援の充実というところで、基本理念には入っているのですけれども、やはりもう少し具体的なところをどこかに入れてほしいなという思いがあったのは事実です。

名古屋市のほうの最後のほうにいろいろと、手話、点字、音声とかいろいろ書いてありますし、障害の特性に応じたものの利用の促進ということの言葉になっているので、本当に障害もいろいろあるのですけれども、やはりいろいろな障害の特性に応じたものの利用という形の文言がどこかに入れればいいのかと思って考えていました。

それから、今日、高橋委員のほうから名古屋市のように「安心」という文言を入れてほしいというのを伺いました。まさしくそれはとても大事なことだと思います。確かに身体保護ということが大事なんでしょうけれども、やはりその障害者の気持ちということも考えなければいけないのだなと思って、これは入れていただきたいなととても思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、支倉委員さん、いかがでございましょうか。

支倉委員 宮城県患者・家族団体連絡協議会の支倉です。

意思の疎通についてということですけども、私どもの会でもピアサポートとかをやっている時に、盲ろう者の方が来て、指文字とかいろいろなことをしていたのですけれども、少し進行したりしてメールができなくなったりするのを見ていて、どういう手段を講じたらできるのかなと思っていたのですけれども、県の条例に手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法により、障害のある人の情報の取得並びに意思疎通を支援する者の養成、確保及び技術の向上のために必要な

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

施策を講ずるものとするというのがあるのですけれども、やはりそういうのも必要なのではないかと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

ここで、今7時28分ですけれども、ここから10分間休憩にして、再開したいと思いますが、前半1から5で発言したから後ろを発言しちゃいけないということは一切ありませんので、後半戦もよろしくお願ひしたいと思ひますし、前半のところでご発言のない方の前半のところについてのご意見もいただければと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、10分間休憩にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

（休 憩）

会 長 では、再開したいと思ひます。

先ほどに続きまして、鎌田委員さんからご発言いただければと思ひますが、いかがでございましょうか。

鎌田委員 民生委員の鎌田でございます。

災害時における支援体制について、これは非常にいいかなと思ひておまして、ただ、第3条の修正がありました、その中と、あとは、宮城県さんが書いているように、具体的に東日本大震災というのがあって、これも何か入れたほうがいいかなと。大体同じようなことはあるのですけれども、やはり具体的にお願ひできればと思ひます。

そして、さらに私のところでは、地域におけるというところで、どんな体制で誰がどういうふうという具体的な部分に、次に落とし込まなければいけないので、より具体的に基本理念があればいいのかなと思ひておりました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、成田委員さん、お願ひできますか。

成田委員 皆様からたくさんの意見が出た「女性」の表記についてですけれども、私はこの検討された改定案が個人的には分かりやすくいい表現だと思ひたので、これでいいと思ひました。

そういう個人的な意見ですけれども、やはり障害があるというだけでも差別とか不当な扱いを受けるという前提はあると思ひますので、加えて女性ということでここにも書いてあるとおり、やはり余計何か不当な扱いを受けやすいのかなというのをともと思ひておりました。それから、この表現にはそこまで気にはして

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

いなかったで、この表現はそのまま、「全ての障害者が」とつけることで、ほかのもっと少数派の方たちも含まれるということなので、自分はこれでいいと思いました。

会 長 ありがとうございます。
 片桐委員さん、いかがですか。1から5までのところですよ。

片 桐 委 員 片桐綾太郎です。よろしくお願いします。
 災害のことについて、目が見えない人が何か困ったりした時に、白杖を上によせる態勢が困っていて助けを求めているときだというのは皆さん知っていますか。
 そういうことは一般の人とかは知らないと思うので、一般の人が分かるように、こういうときはちょっと助けてもらおうとありがたいと一般の人でも分かるように伝えていくことが必要だと思います。
 それから、これはNTTグループの電話お願い手帳というやつで、耳や言葉の不自由な人向けのコミュにケーションツールとして発行しているものです。こういうものがもっと広まれば災害時にとても役に立つと思います。
 あと、ウェブ、スマホを使っている人が多いので、仙台でも脳トレアプリみたいなものが新しくできたと思うのですが、そういうものにも、何だろう、目が見えない人、しゃべれない人、聞こえない人用のものがあれば良いと思います。

会 長 ありがとうございます。
 今、世の中にあるものが、障害があってもいろいろなものが使えるようになったほうが良いというのが前段で、それからもう一つ、今、いろいろな仕組みが作られたり、今、ご提示いただいたような手帳だったりいろいろな物がありますから、そういったものについてももっと広げたほうが良いということだったと思うのですけれども、そういったことについても、先ほどの事務局の回答であったように、次の計画等々の施策の中に何か盛り込めれば良いのかなと思って聞かせていただきましたので、事務局、宿題としてとどめていただくように、よろしくお願いいたします。
 それでは、次に、伊藤委員さん、よろしくお願いします。

伊 藤 委 員 私は、みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤英孝です。よろしくお願いします。
 そうですね。私は頭に高次脳機能障害という障害がありまして、この文書を読んでいて線と線が結びついて、こういうふうに自分の感想ですみたいなふうになかなかすぐには言葉が出てこないものですから、ちょっと適切な発言みたいなものが難しいのですけれども、前は、本を読んでいても感動したり、自分だったらこういうふうにするなあとかという頃もあったのですけれども、やはりこの障害になつてから線と線が結びつかなくなってしまったものですから、読書もちょっとしなくな

っているのですけれども。

だから、この会議に参加をさせていただいて1年とか2年とか経った後、大分この条例というものが自分の体に染み付いてきて、いろいろ感想とか自分の思っていることを言えるようになってくると思うのです。

だから、すみません、ちょっと関係ない話になってしまうかもしれないのですが、私は、先日、おもちゃ屋さんでレゴブロックを見たのですけれども、レゴブロックというのはデンマークのおもちゃだったと思うのですけれども、製品を見ると、何でしょう、車とか町とかをブロックで組み立てる製品になっているわけですけれども、町の中に必ず車椅子の人形がいたりとかというのがあることに気づいて、私、小さいときにレゴブロックを親に買ってもらって組み立てていたのですけれども、その頃は、車椅子とか町の中に障害者に配慮する施設がブロックの中にまで作られているということはなかったものですから、でも、今、おもちゃ屋さんで皆さんもレゴブロックを見てもらうと分かると思うのですけれども、建物の中にバリアフリーのようなものがブロックの中にあるのですね。建物に。

それで、やはり外国というのは、すごくそういうのをおもちゃを通じて小さいときから子どもに教えてるといふか、そういうのに触れさせているというのが物すごく外国は進んでるのだなあというふうに思いました。

すみません。関係ない話になってしまったのですけれども、すみません。
以上です。

会 長 ありがとうございます。

全然関係ない話ではないと思います。とても大切な視点ですよ。おもちゃの中にもそういったものがあるということについて、自分でおもちゃ屋さんに行ってお感じになったという意見でした。

協議事項

これまでの議論の整理並びに検討案について（論点6から論点11）

会 長 ここから次に移っていきたいと思うのですが、皆さんにご発言いただいたのは、委員さん、臨時委員さん含めて誰一人、違う発言、この場にそぐわない発言をされた方はいらっしゃらないと思うのです。皆さんいろいろな意見をお持ちで、しっかりと資料を見ていただいたり、人の発言を聞いていただいたりしています。

後半部分も皆さんが思ったことをどんどんお話しただいて、少しでもこの改正をいいものにしていきたいと思いますので、前半戦はここで終わらせていただいて、事務局から後半戦のところのご説明をお願いしたいと思います。

事 務 局 障害企画課の小幡でございます。

(小幡課長) それでは、検討案のうち、後半の論点6から11の部分についてご説明いたしま

す。

資料は、同じ資料1「これまでの議論の整理並びに事務局検討案について」の今度は16ページ、論点の6「入所施設の表記について」をご覧ください。

現状では、第7条の「不当な差別的取り扱いの禁止」の第1号のイで、「福祉サービスの利用に関し、障害者の意思に反して、入所施設における生活を強制すること」と規定しています。

今回、検討案としましては、「入所施設における生活を強制」の部分で、「福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む）を強制」へと、入所施設に限定していた表現を修正するものでございます。

委員の皆様から、障害のある方の意思を担保するため、計画相談が導入され定着している中で、入所施設に特化した文言が含まれているのが疑問だというご意見もございました。

施設利用に限らず、様々なサービス利用に当たって、当事者の意思に反した生活というものはあってはならないというのはそのとおりでございます。そのため、検討案では、障害者の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む）を強制することを不当な差別的取り扱いの1つとするよう、条文の表現を修正するものでございます。

それでは、次に18ページにお進みいただきまして、論点の7「情報の収集、整理及び提供について」でございます。

これは、差別解消法の改正に伴いまして、地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取り組みに関する情報の収集、整理、提供に努めることが明記されました。そうしたこともありまして、委員の皆様からのご意見はございませんでしたが、事務局としてご提案するものでございます。

具体的には、第3章第1節の基本的な施策の中に、第15条として新設いたしますけれども、内容としては北九州市の条例を参考としているものでございます。

19ページにお進みいただきまして、論点8「人材の育成及び確保について」でございます。

これも差別解消法の改正に伴いまして、地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置、その他の体制の整備を図ること。こういうことが明記されましたことから、委員の皆様からのご意見はございませんでしたが、事務局としてご提案させていただくものです。

具体的には、先ほどの情報の収集、整理、提供と同様に、第3章の第1節の基本的な施策の中に、第16条として整理いたします。

20ページにお進みいただきまして、論点9「差別相談調整委員会の運用について」でございます。

現在、差別に関する相談で調整がつかない場合には、相談者等から調整委員会に助言またはあつせんを求めることができるとされております。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

この助言、あっせんの求めがあった場合には、現状ですと、調整委員会は関係者に対し説明であるとか必要な資料の提出を求めることができる一方で、事実関係等の調査については明記されておりませんでした。そのため、調整委員会が必要な調査を行うことができるように修正を行うものです。

これにつきましても、委員の皆様からのご意見はございませんでしたが、事務局としてご提案するものでございます。

22 ページにお進みいただきまして、論点の 10「条文は現行のままとして検討したもの」でございます。

論点 1 から 9 までは条文を改正するという整理をいたしましたでしたが、論点の 10 のところでは、委員の皆様からご意見をいただいたものであっても、施策として対応すべき内容であるなど、条文の改正を伴わない形で整理したものをまとめてございます。

まず、(1)の社会的障壁に関する認識についてでございます。

委員の皆様からは、差別解消を進めるスタンスとして、障害のある人の社会的障壁を取り除けていないことが問題という認識について、前文に入れると市民に伝わりやすいのではないか、そういうご意見をいただいております。

これにつきましては、社会的障壁に関して、前文の第 2 段落のところ「障害のある人は、心身の障害による生活のしづらさに加え、周囲の理解の不足や偏見、障害への配慮が不十分でない仕組みや習慣等の様々な社会的な障壁による困難を抱え」という記載があり、そこに含まれているものと考えまして、条文を現行のままと整理したものでございます。

次に、(2)の事業者の責務の具体化についてというところでございます。

委員の皆様からは、第 5 条の事業者の責務で、「障害の理解を深め」というふうにあるのですけれども、どう深めるのか、具体的な手段を記載すべきとご意見をいただいております。

これにつきましては、具体的な手段という点に関しては施策として検討すべきものと考えまして、条例の条文としては現行のままと整理したものでございます。

次に、22、23 ページに進みまして、3 番の市民の役割の独自性についてでございます。

委員の皆様からは、第 6 条の市民の役割について、仙台市としての独自性、例えば差別をしない市民になるよう教育というところを具体的に表してもいいのではないかと、そういうようなご意見をいただいたところでございました。

これにつきましては、現状の条文で、市民は障害理解を深め、市の施策に協力するよう努めるといふふうにされているところを、例えば教育などいふふうに具体的な文言を明記することで、市民の責務の範囲が限定されてしまうおそれがあると考えまして、条文を現行のままと整理したものでございます。

次に、(4)の双方向のコミュニケーションの重要性についてでございます。

委員の皆様からは、第 7 条第 9 号、意思疎通に関する差別的取り扱いの禁止につ

いて規定されている条文のところですが、それに関して、意思の表示に当たって双方向のコミュニケーションが重要だが、それが難しい人たちがいることについて条文に反映すべきというご意見をいただいております。

これにつきましては、前半の論点3でもご説明させていただいたとおり、第3条の基本理念に、意思疎通の選択の機会の確保について条文を新設させていただいたというところと、それから、論点2でご説明しましたとおり、同じ第3条第3号に、建設的な対話による相互理解、そういったところも明記したところがございますので、第7条第9号につきましては現行のままと整理したものでございます。

次のページにお進みいただきまして、(5)の相談体制についてでございます。

委員の皆様からは、総合的な相談体制であるとか障害種別ごとの相談体制など、もう少し踏み込んだ内容を条例に盛り込むべきではないかというようなご意見をいただいております。

これにつきましては、具体的な相談体制のあり方として施策の中で検討すべきものと考えまして、条文は現行のままと整理したものでございます。

最後に、(6)の悪意のない・意図のない差別についてでございます。

委員の皆様から、悪意のない差別、差別の意図のない差別についても条例に盛り込むことができないかのご意見をいただいておりますが、これにつきましては、第2条第4号で、不当な差別的取り扱いを「正当な理由なく、障害を理由として、障害でない者と異なる不利益な取り扱いをすること」というふうに定義してございます。

それについては、悪意がなかろうと、差別のいる意図がなかろうと、障害を理由とする不利益な取り扱いをすれば不当な差別的取り扱いに当たるということで考えまして、悪意のない差別、差別の意図のない差別についても、ここに含まれてくるものだというふうに考えております。

また、差別の意図のない差別につきましては、障害に対する知識のなさであるとか、障害のある方への対応を知らないことに起因することも多いことから、障害理解の啓発を図るなど施策の中で対応すべきことと考えまして、条文については現行のままと整理したものでございます。

それでは、25ページにお進みいただきまして、論点の11「検討中のもの」でございます。

委員の皆様から、(1)の財政上の措置であるとか、(2)の障害理解の教育についてご意見をいただいておりますが、それぞれ、現在、庁内の関係部局と検討しているところでございます。次回の中間案の素案をお示しする際に、併せてご意見への対応についてお示しできるよう調整を進めてまいります。

なお、論点6から9につきましては、資料2の新旧対照表で6ページ、11ページ、12ページに記載しておりますので、比較していただければと思います。

それでは、これまでの議論の整理並びに検討案につきまして、後半の論点6から11に関する説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。
 論点6から11につきまして、事務局よりご説明をいただきました。
 委員の皆様と協議をしたいと思いますが、ここでも、事前質問をいただいた高橋秀信委員さん、それから寺田委員さんの順番で、まずご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

高橋委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。
 論点8の「人材の育成及び確保について」というところで、非常にこれは大事なところだと思います。これで行っているのは、紛争の解決だったり調整をするというところの人材確保という意味だと思いますけれども、各種いろいろな障害者がいる中で、やはり前から私、こういう意見を言っていますが、修学だったり就労だったりというところでも専門性を持った人材というのが必要だと思いますので、仙台市のいろいろな施策の中に、そういうところにも障害種別に対応した専門的知識を持った人材を育成していただけないかなということで意見を書きました。
 それから、そういう方々が、障害当事者と一緒に市民への啓発もいろいろな場面で行っていただけると、非常に啓発の深まりというか、浸透というか、それが深まる方向につながっていくのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。
 以上です。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、寺田委員さん、お願いできますでしょうか。

寺田委員 私からは、論点の6の「入所施設の表記について」、まず一つございまして、検討案に基本的に賛成なのですが、資料1の17ページの北九州市の条例を見てみますと、入所のほかに通所というのも入ってまして、これは、強制する場合として入所とか通所とか、あるいは場合によってそれ以外のものを強制することがあり得るのであれば、入所または通所、さらにほかもあるのであれば通所「等」を強制することなどという表現になるのかなということで、その通所、その他があるかどうかはそもそも制度がよく分かっていないので、もし、そういう状況があるのなら、条文に「通所等」というのを入れたほうがいいのかというのが論点6です。
 それから、論点11の「財政上の措置について」ということで、これは以前にも、この合理的配慮の提供を義務づけた場合でも、資金がないので提供できないという事例をなるべく少なくして条例の実効性を上げるために、やはり行政からの資金援助などの可能性が高くなるのかなと。
 そのためには、条文で義務づけるだけではなくて、財政上の措置も条文にしたほうが、予算要求などの庁内での調整も前進するのかなということで、これはまだ調

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

整中ということでございますので、これは要望で、ぜひ庁内での調整をお願いできればということでございます。

それ以外の点につきましては、現時点で事務局案に異論はないというところでございます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
成田委員さん。お願いします。

成 田 委 員 私は、事務局の検討案の内容で良いと思います。
福祉サービスを行う施設への入所に、入居を含むという文言が追加されたことがいいなと思いました。今までは入所施設における生活を強制することだけだったのですけれども、私が働いてるところでは入居も入所も両方サービスを行っているのです、その来ているメンバーさんも見ると、これはもちろん自分のところだけでなくほかのところもそうだと思うのですけれども、皆さん、ご自分の意志で目的があってくるのが大事だと来て活動していращやるので、それが大事だと、一番だと思うので、この入所だけではなく、入居と両方を入れて少し分かりやすくしたのがいいなと思いました。
以上になります。

会 長 ありがとうございます。
それでは、ご発言をいただきたいと思いますが、挙手で……はい、お願いいたします。

柴 田 委 員 宮城県自閉症協会の柴田です。よろしく申し上げます。
先ほど、寺田委員さんがおっしゃった「入所施設の表記について」というところですが、私もまさしく同じ文章を考えてまいったところですよ。
この条文というのは、住むところだけに特化した条文なのかどうかということなのです。いろいろなサービスを受けるときに、住むところもそうですし、あと、通所、通うところもそうですし、いろいろなサービスというものが全部含まれた条文になるといいのではないかなと思ったので、もし住むところだけに特化している条文でなければ、やはり「福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む）、または通所等を強制すること」というふうになったほうがいいのかと私も思いました。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

熊谷委員

家庭福祉会の熊谷でございます。

施設を運営している立場で気になったところをお話いたします。我々事業所が、まず考えるのは本人の意思ですよね。その次に、相談に乗るといような形が一般的な流れです。そう考えると、第7条1号イの条文は、順番的にはちょっとおかしいのではないかと、違和感があると思っていました。

要するに、相談と支援という文言があり、その次に意思に反するという文言が来るのは順番が逆ではないかなと思ったもので、参考までにお話いたしました。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。お願いいたします。奥田委員さんです。

奥田委員

愛泉会の奥田です。よろしく申し上げます。

私も入所施設を運営しているものですから、この6の第7条のところの入所施設の内容についてですが、先ほど、熊谷委員さんもおっしゃったように、やはり少し違和感を感じるなというところがありました。

内容的なところ言えば、最後のところの、以前は、相談とか意思決定とかという内容で入所される方は少なかったのかもしれませんが、今は、通所施設などは、やはり本人の意思決定によるものが多いのかなと思うのです。相談を受けての。

その中で、入所施設の中で「強制」という言葉がすごくインパクトがあるものですから、実際に今もうお入りの方々も、ご家族のいろいろな状況によってお入りになった方もいらっしゃるものですから、そうすると、そのご家族がこれを見たときに「強制」という言葉がすごくインパクトがあるなと感じたので、何かしら、いい言葉は浮かばないのですがその辺が、すごく理由があって入れている者に関しては、親の思いは「強制」という言葉にはちょっとうなずけないところがあるのかなんて思いましたので、そのところがすごくインパクトがあるなと思っていました。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。はい、お願いいたします。菅野委員さんです。

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

私も、論点6の入所施設の表記のところなのですが、福祉サービスを行う施設への入所あるいは入居のところを強制することとなっておりますが、現状の前文では「生活」という言葉が入っておりました。入所を強制するというよりも生活全般ということも含めて「生活」という言葉が入ったほうがよろしいのではないかと思います。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

ます。今、在宅の福祉が進んでいることもあり、在宅で生活している方もたくさんいらっしゃる中で、望まない福祉サービス、いわゆる福祉サービスの質になるかもしれませんが、それを踏まえて「生活」と表現する方がよいと考えました。

福岡市のところは、「福祉サービスを行う施設における生活」という形で「生活」が入っておりますので、そのあたりの文言のところを、もうちょっと広い認識で「生活」という言葉で表現してはどうかと思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見ございますでしょうか。はい、小幡委員さん、お願いいたします。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡です。
論点9の「差別相談調整委員会の運用について」のところですが、事実関係の調査の必要から、その他の必要な調査を行うことができるというような文言を入れるのは非常に良いと思うのですが、その手前の「前項の審議のために必要があると認めるときは」とされているところについて、ここはやはり「助言またはあっせんを行うために必要があるときは」という文言にするのが適切なのではないかと思います。この点をご検討いただければと思いました。
以上です。

会 長 ありがとうございます。
ほかにご意見ございますでしょうか。
だんだん時間も迫ってまいりましたが、ご意見がある方は挙手でご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。はい、鎌田委員さん、お願いいたします。

鎌田委員 民生委員の鎌田でございます。
ちょっと質問になりますが、8番の「人材の育成及び確保について」、これは新設になるのですけれども、これは仙台市として新たな部署というか、部署というよりもどういう形で今考えているのか、ご意見をお聞きしたいと思ひまして、それが、次の9番の差別相談員とかになるのかなとかね、その辺がよく分からなかったので、お願いします。

会 長 では、事務局お願いいたします。

事務局 (小幡課長) 障害企画課の小幡でございます。
この8番人材育成のところ、第16条の新設というところなのですけれども、あくまでこちらのほうは、障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図

るための人材の育成及び確保というところを表しているものでございます。

現在、仙台市では、差別の相談に係る相談員を各区に配置しており、紛争の防止解決を図るための専門的な知識・技能を有する者の確保というところは、今、一通り行っているところでございますが、専門的な知識・技能を有する者の、育成は、そういった相談員を確保したところでもしていかなければならないと考えております。

具体的なイメージとしては、そういった相談員の確保、育成というところがございますが、そういった人材の育成・確保のために必要な施策を推進するというイメージでございます。

会 長 鎌田委員さん、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

事務局のほうでお願いいたします。

事 務 局 すみません。続きまして、事務局から、障害企画課小幡でございます。

(小幡課長) 先ほど、施設の入所のところの表記についてご意見をいろいろといただいてございました。事務局として少し説明が不足していたかなと思いますので、補足させていただきます。

今回、福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む）というふうにしていたところですが、福祉サービスというと入居・入所だけではなくて、例えば通所も当然ありますし、それ以外にも訪問系のサービスというのもございます。

ただ、それをどこまで入れていいのだろうかというのは、事務局としてもちょっと悩んだところではございまして、少なくとも、意思に反して強制されるものというふうに考えたときに、昔からの入所というところについてやはり強制されてきた部分が歴史としてあったというのは受けとめなければならない。それをきちんと忘れることなく、差別的な取扱いだというようなものとしてきちんと規定はしていかなければならないだろうなというふうに考えてございます。

そうしたときに、では、通所とか訪問系とはどうなんだろうと、同じサービスで強制されることは当然あってはならないのですけれども、一方で、通所であるとか訪問系ということになると、在宅であることにはまず変わらないだろうなというふうに考えております。

そうすると、少なくとも住まいの部分での強制はされていないだろうというふうには事務局としては認識しておりまして、そういったところ、意思に反して強制というところを考えたときには、やはり入所と入居なのかなと考え、そこで一旦線を引かせていただいたというところでは。

いろいろ通所の部分についても入れるべきではないかというようなご意見はいただきましたのが、事務局側の考えの整理としては、このようになります。

会 長

ありがとうございました。

会長の私が言っているのかどうか分からないのですが、検討していただきたいのですが、使わない強制というのがあるのです。使わせないという。例えば強制退去であるとか。使わせない強制というのがあるので、その辺もお考えいただけないのかという。

在宅サービスなども使わせないということが出てくると、これは強制なので、実はおうちで暮らすことを支えられなくなってしまう可能性があるのですが、これ以上深くは言いませんけれども、今、仙台市内でもそういうことが起こっておりますので、あくまでも障害者の方が1人の人間として当たり前で暮らすときに必要な意思が反映されるというものについては、本来使いたいものを使わせないというようなことはどうなのかというのを問題提起していただきたいと思うのですが、法的にはどうなのですかね……おかしな話なのですかね。

そして、強制のことをいうと、使わせない強制を気にしているので、それを入れておかないと、安易に強制退去等々について、あたかも一方的に利用者が悪いのかというところの吟味もなしに行われることが懸念されるので、その辺もご配慮いただけるとありがたいなと思っているところです。

日本語としておかしいのであれば、聞こえますけれども、ただ実は利用者の立場に立つと使わせないという強制があることは事実なので、うなずいている方もいらっしゃるのですが、賛同していただける方もいるのかなと、そういうことがあるのかなと思いますけれども、ちょっとそこところは検討いただければというふうに思います。

皆さん、ご意見いかがでしょうか。そろそろ時間なので、また次回、中間素案ですとかね、ということで、今日の意見も含めて、お作りいただければと思うのですが、発言を希望される方いらっしゃいますでしょうか。

特になければ、次第5のその他になります。

（5）その他

会 長

その他、皆様から何かございますか。

無ければ、事務局にお返ししたいと思います。

（6）閉 会

事 務 局

大坂会長、議事進行ありがとうございました。

最後に、事務局より2点ほど事務的な連絡を申し上げます。

1点目は、本日の議事内容に関することになります。

本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。こちらに加除、修正、ご意見をいただきまして、事務局が修正作業を行い、

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第5回）

議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見、ご質問等ございましたら、机前にお配りしておりますご意見票にて、期限が短くて恐縮ですが、10月14日金曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの様式は、後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目は、次回の協議会の日程になります。

委員の皆様へは既に開催のご案内をお送りしておりますが、次回は11月8日火曜日に開催いたします。会場は本日と同じこちらの会場になりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは、以上をもちまして令和4年度第5回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

署名人

高橋秀信

